

# 新潟市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領

## 1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、市が発注するCCUS活用モデル工事の試行にあたり必要な事項を定めるものである。

## 2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者：元請企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / (\text{元請企業} + \text{下請企業})$ の数
- ・登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- ・就業履歴蓄積率： $\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$
- ・計測日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。
- ・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

## 3 対象工事

- (1) モデル工事は「発注者指定型」及び「受注者希望型」とする。

(2) 発注者指定型

市が発注する工事を対象に、市がモデル工事として選定した工事とする。また、発注者は、本要領が適用される旨を特記仕様書において明らかにするものとする。

(3) 受注者希望型

契約後、受注者が希望する場合は、監督員と協議の上、モデル工事として適用できるものとする。また、発注者は、本要領が適用される旨を特記仕様書において明らかにするものとする。

4 実施内容

(1) 指標および目標基準

指 標	目標基準
① 平均登録事業者率	70%
② 平均登録技能者率	60%
③ 平均就業履歴蓄積率	30%

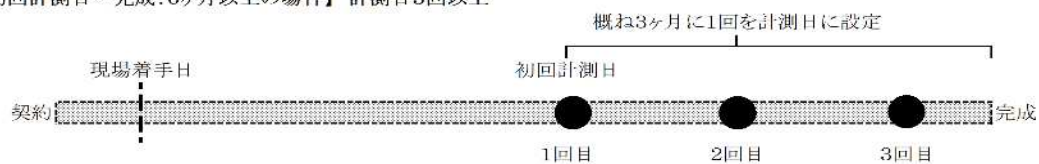
(2) 目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(1)に掲げる各指標に係る目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

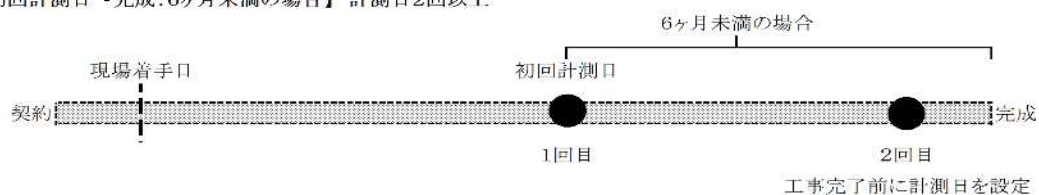
(3) 計測日

計測日は受発注者協議により、工事の進捗状況に応じて設定するが、現場着手日から概ね工期の中間を初回とし、以降概ね3ヶ月に1回の頻度で設定することを基本とする。ただし、初回の計測日から6ヶ月未満で工事が完了する場合は、工事完成前に計測日を1回設けることとする。

【初回計測日～完成:6ヶ月以上の場合】 計測日3回以上



【初回計測日～完成:6ヶ月未満の場合】 計測日2回以上



#### (4) 工事成績評定への反映

受注者が全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績採点考査項目別運用表の創意工夫【その他】の項目で1点加点するものとする。なお、目標基準が未達成となった場合でも工事成績評定は減点しない。

### 5 CCUS活用に係る費用

CCUS活用のための費用は受注者負担とする。但し、以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を現場管理費として積上げ計上し、変更契約を行うものとする。この際、これらの費用は一般管理費等の対象外とする。

#### (1) カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。1台あたり3万円（税抜）を上限として、1工事あたり2台を上限とする。なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。

#### (2) 現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。

### 6 その他

この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に入札の公告を行う工事に適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に入札の公告を行う工事に適用する。